

答 弁 書

【質問項目及び内容】

1 内部統制について

- (1) 市長を最高責任者とする内部統制推進体制の具体的な組織体制はどのようになっているのか
- (2) 本市ではどのようにルールを定めそれを実践しチェックしているのか
- (3) 内部統制評価報告書とはどういうものか
- (4) 整備上の不備として「リスク発生後に見直したリスク対応策を実施できていない」項目の件数が増加していることについて当局の見解を伺う
- (5) 運用上の不備の支払遅延の是正措置内容を伺う

【答 弁】

1

- (1) 本市では、内部統制の実効性を確保するため、市長を委員長とし、局長、区長等により構成される内部統制委員会を設置して、トップダウンを機能させながら内部統制に取り組んでおります。

実務的な内部統制の推進は、局区等を単位として行っており、具体的には、局長、区長等を中心に、重点的に取り組むべきリスク対応策を整備の上、これを実施することとしております。

また、全庁に共通する制度等を所管する部署として、契約課、会計室等が、所管する制度等を適宜見直すとともに、研修や啓発の実施により職員の知識の向上を図っております。

さらに、全庁的な内部統制の推進及び評価をする部署として、業務改革推進課が、内部統制体制の整備及び運用について、推進方策の検討、注意喚起などを行っているほか、地方自治法に義務付けられている評価を行っております。

(所管局：総務局)

- (2) 本市の内部統制におけるルールの実践に当たっては、各局区等において、「リスク管理シート」を作成の上、これに基づき、日々の業務の中でリスク対応策を実行しており、制度所管課や業務改革推進課から、全庁共通の制度の周知や注意喚起を随時実施しております。

また、そのチェックについては、各局区等において、決裁や業務の執行状況の確認等の際に実施し、問題が生じた場合や問題が生じそうになった場合には、速やかに業務改革推進課に報告するとともに、同じ過ちが発生しないよう、リスク対応策の見直し等を行うこととしております。

さらに、次年度に向け、自己評価等に基づくリスク対応策等の見直しを実施し、PDCAサイクルによるリスク発生防止に努めて参ります。

(所管局：総務局)

- (3) 地方自治法では、市長は、内部統制の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を内部統制評価報告書として作成し、監査委員の意見を付して議会へ提出しなければならないこととされています。

内部統制評価報告書には、「内部統制の整備及び運用に関する事項」、「評価手続」、「評価結果」、「不備の是正に関する事項」を記載することが、地方自治法施行規則に定められています。

このうち「評価結果」について、令和2年度の報告書では、全庁的な内部統制の整備状況に関して、同年度末時点で有効に整備されていると判断しており、業務レベルの内部統制の整備状況に関しても、リスク対応策が実施できていない等、若干数の不備がありましたが、著しく不適切と認められるほどの不備は確認されなかったため、有効に整備されていると判断しております。

一方、同報告書では、業務レベルの内部統制の運用状況に関して、令和2年度中に2,615件の運用上の不備があることを確認しており、事案ごとに経済的、社会的に大きな不利益を生じさせたかを検討した結果、このうち1件の事案が運用上の重大な不備であると判断しております。

(所管局：総務局)

- (4) 令和2年度における業務レベルの内部統制の評価については、年度末の確定評価を行うのに先立ち、12月末時点において暫定評価を実施しました。

この暫定評価において、リスク発生後に見直したリスク対応策を実施できていないとされたのが2部署であった一方で、年度末の確定評価においては4部署となっています。

暫定評価時点でリスク対応策が実施できていないとされた2部署については、確定評価時点までにリスク対応策が実施できていることを確認したところであり、年度末の確定評価の部署の数には含まれていません。

一方、暫定評価から確定評価時点までの間において、新たに4つの部署でリスク対応策が実施できていないことが確認されたため、確定評価時点では4部署となったところであり、これらの部署については、4月以降、改善が図られたことを確認しております。

(所管局：総務局)

- (5) 令和2年度における運用上の不備は、支払遅延が多数を占めており、その原因の多くは、関係法令等の理解不足によるものや、業務進捗や請求書類等が組織的に管理されていなかったことによるものと認識しております。

このため、庁内職員向けに発行しているニューズレターを活用し、関係法令等を含めた周知及び啓発を行っているほか、内部統制委員会において組織的な進捗管理の重要性について注意喚起しております。

また、支払遅延が頻発していた部局においては、支払事務担当者向けの関係法令等に関する説明や、主管課による定期的な支出状況の確認等を実施しております。

引き続き、適正な事務の管理及び執行を確保していくため、必要な見直しと改善を重ね、再発防止に努めて参ります。

(所管局：総務局)

【質問項目及び内容】

2 中央区の諸問題について

椿森陸橋下の歩道の自転車の走行禁止の現状を踏まえて今後の更なる対策について問う

【答 弁】

2 樺森陸橋下の歩道では、乗ったまま通行する自転車と歩行者等が交錯する状況であったため、自転車を降りて通行するよう、これまで注意看板や車止め等を設置して参りました。

また、本年7月からは通行者に反応して「自転車はおりてとおりましょう」と音声を発する装置を試行的に設置し、自転車利用者に注意喚起しております。

これらの対策により一定の効果は見られるものの、いまだ自転車に乗ったまま歩道を通行する利用者が見受けられることから、今後、注意を促す路面表示を追加するとともに、引き続き現場状況を確認しながら、必要に応じて対策を検討して参ります。

なお、自転車を降りて通行してもらう歩道が他にもあるため、自転車安全利用講習会においても注意を促すようにして参ります。

(所管局：建設局、市民局)